



GROUP OF EMINENT PERSONS
for Substantive Advancement of Nuclear Disarmament

Kyoto Appeal

**Appeals for the 2020 Review Process
for the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (NPT)**



MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS
JAPAN

2017年に岸田文雄外務大臣（当時）のイニシアティブの下で立ち上げられた「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議（EPG）」は、2019年3月22～23日に京都で第4回会合を開催した。本会議が立ち上げられた最大の理由は、国際的な安全保障及び核政策に関する環境の悪化や、核兵器国と非核兵器国の間のみならず、非核兵器国の間における核兵器のない世界の実現に向けたアプローチに関するの深刻な分断の拡大である。

本会議の目的は、日本の外務大臣に対し、核軍縮の実質的な進展のために取られるべき具体的な措置に関する政策提言を提出することである。本会議のメンバーは個人の資格で議論に参加しており、特定の組織や国を代表するものではない。

本会議の第1フェーズでは、賢人会議のメンバーは広島及び東京で2回の会合を行い、異なる意見を有する国々との間の橋渡しを行うための緊急で即時の取組に焦点を当てた提言を2018年3月に作成した。河野太郎外務大臣は、2018年4月の2020年NPT運用検討会議第2回準備委員会において、同提言が国際社会にとって参考になる有益なものである旨述べた。

第2フェーズでは、賢人会議は、長崎及び京都で開催された2回の会合において、現下の状況において核軍縮を進めるために必要な国際社会の取組について議論を継続し、「京都アピール」を作成した。「京都アピール」は、2019年4月～5月の2020年NPT運用検討会議第3回準備委員会に日本政府によって提出される予定である。なお、「京都アピール」には、日本政府の立場と異なる記述も含まれる。

賢人会議委員

座長

白石 隆 熊本県立大学 理事長

委員

青木 節子 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

秋山 信将 一橋大学国際・公共政策大学院長

浅田 正彦 京都大学法科大学院教授

リントン・ブルックス 米国エネルギー省国家核安全保障庁（NNSA）元長官

ティム・コーリー 国連軍縮研究所（UNIDIR）シニア・フェロー

トレバー・フィンドレイ メルボルン大学社会政治学院シニア・リサーチ・フェロー

アンゲラ・ケイン 元国連軍縮担当上級代表

マフムード・カーレム 元駐日エジプト大使、元国連軍縮諮問委員会委員

アントン・フロプコフ ロシア・エネルギー安全保障研究センター（CENESS）長

小溝 泰義 広島平和文化センター理事長

ジョージ・パーコビッチ カーネギー国際平和財団副会長

タリク・ラウフ 元国際原子力機関（IAEA）検証安全保障政策課長

沈 丁立 復旦大学国際問題研究院副院長（教授）

ブルーノ・テルトレ フランス戦略研究所副所長

朝長 万左男 日赤長崎原爆病院名誉院長

山口 昇 国際大学副学長、笹川平和財団参与

（座長以下はアルファベット順）

「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」による 京都アピール

2020年は、核兵器不拡散条約（NPT）の発効50周年、また、3つの「決定」及び「中東に関する決議」のパッケージに基づくNPTの無期限延長25周年に当たる。NPTは、核不拡散、核軍縮及び原子力の平和的利用における国際協力のための国際的なレジームの礎石であり、また、侵略の放棄の規範、紛争の平和的解決及び効果的な国連安全保障理事会と共に、集団的かつ世界的な平和と安全のための基本的なアーキテクチャの一つである。

2020年NPT運用検討会議を見据えて、長崎及び京都で会合を開催した「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議（EPG）」は、核軍縮のための状況が悪化の一途を辿り、それが国際の平和と安定を危険に晒していることを深く憂慮する。

このため、EPGは、国際社会に対して、以下の点を再確認するよう要請する。

1. 核軍縮につながる核兵器の全面的廃絶を達成するという核兵器国による明確な約束は、依然として根本的なコミットメントである。このことは、全てのNPT締約国が同第6条の下でコミットしており、また、1995年、2000年及び2010年のNPT運用検討会議における最終文書でコンセンサスによって作られたように、NPT体制の三本柱の一つを構成している。

EPGは、以下の点を強調する。

2. より安定的で、安全で、繁栄した世界のための確固たる基盤は、以下のことを必要とする。
 - a) 監視及び検証の方法を含む、二国間及び多数国間の核軍備管理条約及び協定を維持し、堅持すること。
 - b) 核軍備管理・軍縮条約及び協定の下での全ての義務及びコミットメントを果たすこと、また、不遵守や潜在的に不安定な核兵器の近代化に関する懸念を解決するために既存のメカニズムを活用すること。
 - c) 議論における礼節と尊重を再構築し、核軍備管理及び脅威削減に関する協力の慣行を取り戻すこと。
 - d) 各国が核軍縮措置を履行することに役立つ革新的な考えを育むことや、対立する当事者間の相互理解及び協力を育む際の市民社会の貢献を尊重すること。

EPGは、2020年NPT運用検討プロセスの間に、以下を提案する。

3. 核兵器国が、いわゆる「P5プロセス」を通じて核兵器国間で、また、これと並行して2020年NPT運用検討会議において非核兵器国に対して、核ドクトリン、抑止政策、リスク低減措置及び安全保証に関して更なる説明及び情報共有を行うこと。

EPGはさらに、以下を提案する。

4. NPT非締約国を含む全ての国は、核脅威の削減、信頼・安全保障醸成措置及び核軍縮検証に取り組むフォーラム及びプロセスに貢献し、必要に応じてそれらを発展させる。

5. 各国間の信頼と安心を促進し、それにより国際的な安全保障を向上させるために、核兵器を保有する全ての国は、
 - a) 核兵器を保有する他国の戦力態勢に関して、それぞれの安全保障上の懸念を説明し、議論しなければならない。
 - b) 自国の核政策及び戦力態勢が、適用可能な国際法、特に国際人道法に合致しているか、またどのように合致しているかをさらに説明し、明確化しなければならない。
 - c) それぞれの国際的な法的拘束力のある核不拡散義務に鑑み、可能な限り、核兵器、兵器として利用可能な核物質及び関連インフラの保全及び安全を確保するための措置を履行しなければならない。
 - d) 透明性、核兵器の不使用における予見可能性及び信頼性を向上させるための、また普遍的な核軍縮を進展させるべく核軍備管理を再活性化するための措置に合意し、履行しなければならない。
6. 全ての国は、核兵器の輸送、配備あるいは使用から生じる第三国及びその人々へのいかなる損害に対しても、当該国に説明責任及び法的責任を負わせるメカニズム／措置を検討すべきである。
7. 核兵器国及び非核兵器国は、NPT 及び非核兵器地帯条約の締約国である非核兵器国に対する法的拘束力のある安全保証の実現を促進すべきである。
8. 核兵器禁止条約に関する立場の大きな相違が存在するものの、全ての国は、核軍縮を進展させるために相互に関与すべきである。
9. 全ての国は、核兵器への依存が低減された、もしくは核兵器がない状態で、いかに平和及び安全を維持し得るかを示すための措置をとるべきである。
10. 全ての国は、新たな技術がいかに戦略的安定を複雑化させ、核兵器使用の危険を増大させ得るかについて評価するとともに、それを防ぐための措置をとるべきである。市民社会はこれらの努力に貢献すべきである。
11. 全ての国は、包括的核実験禁止条約（CTBT）及び包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）を支持し続けるべきである。CTBT の附属書二に掲げられている発効要件国のうちの残り 8 か国、特に CTBT に署名しているが未批准である NPT 締約国の 4 か国は、CTBT に署名・批准すべきである。
12. EPG は、2019 年 11 月にニューヨークの国連本部において開催される予定の、中東非大量破壊兵器地帯の創設に関する会議の招集を歓迎し、全ての関係国に同会議への参加を慫慂する。
13. 全ての国は、核兵器の全面的廃絶を達成するための共通のビジョン及び道筋の必要性を強調する、国連事務総長の「軍縮アジェンダ：人類の共通の未来を守る」を支持すべきである。